

海老川上流地区土地区画整理事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理組合（以下「組合」という。）が海老川上流地区において行う土地区画整理事業に対し、船橋市土地区画整理事業助成規則（昭和53年3月31日規則第29号。以下「規則」という。）に基づき土地区画整理事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の年度別申請の方法)

第2条 組合は、規則第8条第1項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、市長に対し規則第4号様式に別紙1の消費税の適用に関する事項を加えて提出しなければならない。

(助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額に関する報告義務)

第3条 組合は、規則第9条第1項の規定により実績報告をするときは、助成金額から助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、報告時において仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 組合は、実績報告をした後において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに別紙2の仕入控除税額報告書、確定申告書の写しその他市長が必要があると認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 前項に定める場合のほか、組合は、消費税等の申告義務がなく申告を行わない場合には、規則第9条第1項の規定による実績報告の際に、別紙2の仕入控除税額報告書その他市長が必要があると認める書類を市長に提出しなければならない。

(既交付額が過大となった場合の取扱い)

第4条 前条の報告その他の事由により、既に交付した助成金の額が過大となった場合は、市長はその過大となった額について返還させることができる。

(助成金の概算払)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、組合の申請により、助成金の一部を概算払により交付することができる。この場合における助成金の請求は、別紙3の船橋市土地区画整理事業助成金概算払請求書により行わなければならない。

- 2 規則第11条の助成金の交付請求を行う場合において、前項の規定による既交付額

がある場合は、市長に対し規則第8号様式に別紙4の助成金の交付請求額に関する内訳を加えて提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行し、令和4年度の予算に係る助成金から適用する。

別紙 1

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を助成対象経費に含めないで助成金交付額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る助成金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

② ①で「消費税を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他 ()

別紙2

消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

報告者 ○○土地区画整理組合
理事長

令和 年 月 日付 第 号により交付決定があった土地区画整理事業助成金について、下記のとおり報告します。

記

1.助成金交付確定額

金 _____ 円

2.確定申告により確定した土地区画整理事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3.添付資料

- ・返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）
- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類 に <input checked="" type="checkbox"/>
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業者であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

別紙3

船橋市土地区画整理事業助成金概算払請求書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

〇〇土地区画整理組合
理事長

令和 年 月 日付 第 号により交付決定があった土地区画整理事業
助成金を次のとおり請求します。

記

1.助成金交付決定額

金 _____ 円

2.既交付額

年 月 日交付 金 _____ 円

年 月 日交付 金 _____ 円

年 月 日交付 金 _____ 円

計 金 _____ 円

3.今回交付請求額

金 _____ 円

4.未交付額

金 _____ 円

5.添付資料

・交付可否決定通知書の写し

・その他 ()

6.概算払を必要とする理由

別紙4

助成金の交付請求額に関する内訳

① 助成金交付決定額

金 _____ 円

② 既交付額

年 月 日交付 金 _____ 円

年 月 日交付 金 _____ 円

年 月 日交付 金 _____ 円

計 金 _____ 円

③ 精算額 (① - ②)

金 _____ 円